

農林水産部

沖縄県におけるカンキツグリーニング病対策



カンキツグリーニング病の対策は？

カンキツグリーニング病のまん延拡大は凄まじく、平成14年に与論島、平成15年に喜界島で発生が確認されるなど奄美群島にも侵入しました。そのため、国は、平成19年に植物防疫法施行規則の改正により、与論島・徳之島をミカンなどの苗木の移動規制対象地域とするともに、喜界島で、早期根絶を目指して緊急防除を開始しました。

1.カンキツグリーニング病とは？

カンキツグリーニング病は、かんきつ樹の病気の一種で、主に東南アジアやアフリカなどで発生しており、発生した地域ではかんきつ園が廃園になるほど大きな被害をもたらします。その感染樹の多くは、数年以内に衰弱枯死します。本病は接ぎ木や取り木のほか、沖縄に生息するミカンキジラミという虫によって伝染します。

沖縄県内では、昭和63年に西表島、平成6年に沖縄本島の糸満市で発生が確認されたため、国では、沖縄県全域を規制対象地域として、平成9年に植物防疫法に基づく移動規制措置を開始しています。（苗木については検査に合格すれば持ち出せます。詳しくは那覇植物防疫事務所【098・868・1679】までお問い合わせ下さい）

2.カンキツグリーニング病の防除の方法は？

①病気にかかっている樹を見つけ次第伐採する、②ミカンキジラミの薬剤

防除により虫による伝染を防ぐ、③病

気にかかっている樹から接ぎ木や取り木を行い、人が病気を広げないという3点が重要です。万が一、カンキツグリーニング病かな？と思ったら、直ちに沖縄県や最寄りのJ・A等にご連絡ください。なお、ミカンキジラミはゲッキツを好むことから、かんきつ樹と同時に薬剤防除を実施すると効果的です。

沖縄県内においても、沖縄県や市町村やJ・A等の協力の下、カンキツグリーニング病の感染樹の調査や伐採等を実施し、防除を実施しています。カンキツグリーニング病の感染樹をそのままにしておくと、そこから病気が拡大する危険性が高くなるため、持ち主の方に早期伐採をお願いしています。

また、今年度から沖縄県では、本島北部の大宜味村において、カンキツグリーニング病に対する新しい事業を開始しています。限られた地域ではありますが、これまでの沖縄県の調査の結果、感染樹がなく、ミカンキジラミのい



カンキツグリーニング病に罹病したシークワーシャー



病徴の1つ（葉の黄化）



ミカンキジラミ

写真：那覇植物防疫事務所提供

ない地域があることが分かりました。新しい事業は、これらの地域とその周辺地域において、重点的に防除や調査を実施し、カンキツグリーニング病の侵入を防止するものです。したがって新しい事業を実施している地域に苗の持ち込み等をする場合、事前に検定をお願いしています。

詳しくは、
沖縄県病害虫防除技術センター
【098・886・3880】
大宜味村シークワーサー振興室
【0980・443・084】
までお問い合わせ下さい。

なおこの地域からもミカンなどの苗木を県外に持ち出すことはできません。

持ち出し&持ち込みができない苗木



ミカンの苗木
（シークワーシャー、
タンカン等）



ゲッキツの苗木

